

## (28) 試 験 問 題 (午前の部)

### 注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題用紙裏面の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、2時間です。
- (3) 試験問題は、全て多肢択一式で、全部で35問あり、105点満点です。
- (4) 解答は、答案用紙の解答欄に、正解と思われるものの番号の枠内を、答案用紙に印刷されているマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法で示してください。
- (5) 解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、該当欄の枠内をマークしてください。答案用紙への記入は、**鉛筆(HB)**を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆**を使用していない解答は、無効とします。
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません)。
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

**第1問** 取材の自由に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 報道機関による事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法第21条の保障のもとにあり、また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法第21条の精神に照らし、十分尊重に値する。

イ 報道機関の国政に関する取材行為は、取材の手段・方法が一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合はもちろん、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであっても、取材対象者である国家公務員の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びる。

ウ 憲法が裁判の対審及び判決を公開法廷で行うことを規定しているのは、手続を一般に公開してその審判が公正に行われることを保障する趣旨にほかならず、公判廷の状況を一般に報道するための取材活動として行われる写真撮影は、その後に行われる報道を通じて審判の公正の担保に資する点で正にこの趣旨に合致するものであるから、取材のための公判廷における写真撮影の許可を裁判所の裁量に委ねることは、許されない。

エ 国家の基本的要請である公正な刑事裁判を実現するためには、適正迅速な捜査が不可欠の前提であるが、取材により得られたビデオテープを証拠として押収することについては、付審判請求事件を審理する裁判所の提出命令に基づき提出させる場合よりも、裁判官が発付した令状に基づき検察事務官が差し押さえる場合の方が、取材の自由に対する制約の許否に関して、より慎重な審査を必要とする。

オ 報道関係者の取材源の秘密は、民事訴訟法第197条第1項第3号の「職業の秘密」に当たすが、取材源の秘密が保護に値する秘密であるかどうかは、秘密の公表によって生ずる不利益と証言の拒絶によって犠牲になる真実発見及び裁判の公正との比較衡量により決せられる。

(参考)

憲法

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

民事訴訟法

第197条 次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。

一・二 (略)

三 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合

2 (略)

1 アエ            2 アオ            3 イウ            4 イオ            5 ウエ

**第2問** 主権の概念には、①国家権力そのもの(国家の統治権)、②国家権力の属性としての最高独立性、③国政についての最高の決定権という三つの異なる意味があるとされている。次のアからオまでの記述のうち、下線部分の語句が①の意味で用いられているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各国の責務であると信ずる。(憲法前文)

イ 日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ(ポツダム宣言第8項)

ウ 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。(憲法第1条)

エ 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。(憲法第41条)

オ 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。(憲法前文)

- 1 アウ            2 アオ            3 イエ            4 イオ            5 ウエ

**第3問** 司法権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 大学における単位認定行為は、一般市民法秩序と直接の関係を有するものであることを肯認するに足りる特段の事情のない限り、大学の内部的な問題として、司法審査の対象とならない。

イ 国会議員の資格に関する争訟は、法律上の争訟であるから、司法審査の対象となる。

ウ 下級裁判所の裁判官は、司法権の独立の観点から、最高裁判所によって任命される。

エ 再審を開始するか否かを定める刑事訴訟法の手続は、刑罰権の存否及び範囲を定める手続ではないから、公開の法廷における対審の手続によることを要しない。

オ 裁判所は、政治犯罪、出版に関する犯罪又は憲法第3章で保障する国民の権利が問題となっている事件を除いて、裁判官の過半数をもって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決した場合には、非公開で対審を行うことができる。

1 アエ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 ウオ

以下の試験問題については、国際物品売買契約に関する国際連合条約(ウィーン売買条約)の適用は考慮しないものとして、解答してください。

**第4問** 不在者の財産の管理人(以下「管理人」という。)に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、どれか。

- 1 不在者が管理人を置いた場合には、その不在者の生死が明らかでなくなったとしても、利害関係人は、その管理人の改任を家庭裁判所に請求することができない。
- 2 不在者が管理人を置いていない場合においても、その不在者が生存していることが明らかであるときは、利害関係人は、管理人の選任を家庭裁判所に請求することができない。
- 3 家庭裁判所が管理人を選任した後、不在者が従来 of 住所において自ら管理人を置いた場合には、家庭裁判所が選任した管理人は、その権限を失う。
- 4 家庭裁判所が選任した管理人は、家庭裁判所の許可を得ないで、不在者を被告とする建物収去土地明渡請求を認容した判決に対し控訴することができる。
- 5 家庭裁判所が選任した管理人がその権限の範囲内において不在者のために行為をしたときは、家庭裁判所は、不在者の財産の中から、管理人に報酬を与えなければならない。

**第5問** Aは、Bから代理権を授与されていないにもかかわらず、Bの代理人と称して、Cとの間でB所有の甲土地の売買契約(以下「本件売買契約」という。)を締結した。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、本件売買契約に関する行為は、商行為には当たらないものとする。

ア 本件売買契約の締結後にBがAに対して追認をした場合において、追認の事実をCが知らないときは、これをCに対抗することができない。

イ 本件売買契約の締結後にCがBに対し相当の期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をした場合において、Bがその期間内に確答をしないときは、Bは、本件売買契約に基づく責任を負う。

ウ 本件売買契約の締結後にBが追認を拒絶した場合には、その後にAがBを単独で相続したとしても、本件売買契約は有効にならない。

エ 本件売買契約の締結後にAが他の相続人と共にBを共同相続した場合には、当該他の相続人が追認を拒絶したとしても、Aの相続分に相当する部分において、本件売買契約は有効になる。

オ 本件売買契約の締結後にAがBから甲土地の譲渡を受けた場合においても、Cは、その選択に従い、Aに対し、履行の請求又は損害賠償の請求をすることができる。

1 アイ            2 アオ            3 イエ            4 ウエ            5 ウオ

**第6問** AとBとは、A所有の中古自動車(以下「本件自動車」という。)をBに対して代金150万円で売り、Bが代金のうち50万円を直ちに支払い、残代金をその2週間後に本件自動車の引渡しと引換えに支払う旨の合意をした。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Bは、引渡しを受けた本件自動車のエンジンが壊れていたため、Aに対し、瑕疵担保責任に基づいて損害賠償の請求をすることを考えている。この損害賠償請求権の消滅時効は、Bが本件自動車の引渡しを受けた時から進行する。

イ Bは、約定の履行期が経過してもAが本件自動車の引渡しをしないため、売買契約に基づいて本件自動車の引渡しを請求することを考えている。この引渡請求権の消滅時効は、BがAに対して残代金に係る弁済の提供をした時から進行する。

ウ Bは、残代金を支払わないうちに被保佐人となったが、保佐人の同意を得ないで残代金の支払債務の承認をした。この場合には、AのBに対する残代金の支払請求権について、時効中断の効力は生じない。

エ Aは、約定の履行期に本件自動車を引き渡したが、Bが残代金の支払をしないため、Bに対し、残代金のうち60万円について、一部請求である旨を明示して、代金支払請求の訴えを提起した。この訴えの提起によっては、残代金のうち残部の40万円の支払請求権について、裁判上の催告としての時効中断の効力は生じない。

オ Aは、約定の履行期に本件自動車を引き渡したが、代金は50万円であって支払済みである旨主張し始めたBから、債務不存在確認の訴えを提起された。この訴訟において、AがBに対する残代金の支払請求権の存在を主張して請求棄却の判決を求めた場合には、この支払請求権について、時効中断の効力が生ずる。

1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ



第7問 不動産の物権変動に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aはその所有する甲土地をBに売り渡したが、その旨の所有権の移転の登記がされない間に、AがCと通謀して甲土地をCに売り渡した旨を仮装し、AからCへの所有権の移転の登記がされた。その後、Cが死亡してその相続人であるDがCの財産を単独で相続し、CからDへの所有権の移転の登記がされた場合には、Bは、Dに対し、甲土地の所有権を主張することができる。

イ Aはその所有する甲土地をBに売り渡したが、その旨の所有権の移転の登記がされない間に、Aが甲土地をCに売り渡してその旨の所有権の移転の登記がされ、さらに、Cが甲土地をDに売り渡してその旨の所有権の移転の登記がされた。この場合には、Cが背信的悪意者に当たるときでも、Dは、Bとの関係でD自身が背信的悪意者と評価されない限り、Bに対し、甲土地の所有権を主張することができる。

ウ Aの所有する甲土地を承役地とし、Bの所有する乙土地を要役地とする通行地役権が設定されたが、その旨の登記がされない間に甲土地がCに譲渡された。この場合において、譲渡の時に、甲土地がBによって継続的に通路として使用されていることがその位置、形状、構造等の物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、Cがそのことを認識していたときであっても、Cが通行地役権が設定されていることを知らなかったときは、Bは、Cに対し、通行地役権を主張することができない。

エ AとBが共有する甲建物について、Bが自己の持分をCに売り渡したが、その旨の所有権の移転の登記がされていない場合には、Cは、Aに対し、自己の持分の取得を主張することができない。

オ Aはその所有する未登記の甲建物をBに売り渡したが、その旨の所有権の移転の登記がされない間に、Aが甲建物についてA名義で所有権の保存の登記をし、Cを抵当権者とする抵当権を設定してその旨の登記をした場合には、Cは、Bに対し、甲建物の抵当権を主張することができない。

- 1 アウ            2 アエ            3 イエ            4 イオ            5 ウオ

**第8問** Aの所有するパソコン(以下「動産甲」という。)の取引に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aが動産甲をBに貸していたところ、Bの家から動産甲を盗んだCが、自己の所有物であると偽って、Cが無権利者であることについて善意無過失のDに動産甲を売り渡した場合には、Bは、盗難の時から2年以内であれば、Dに対して動産甲の返還を請求することができる。

イ Aから動産甲を詐取したBが、自己の所有物であると偽って、Bが無権利者であることについて善意無過失のCに動産甲を売り渡した場合には、Aは、詐取された時から2年以内であれば、Cに対して動産甲の返還を請求することができる。

ウ Aの家から動産甲を盗んだBが、自己の所有物であると偽って、Bが無権利者であることについて善意無過失のCに代物弁済により動産甲を引き渡した場合には、Aは、盗難の時から2年を経過した後であっても、Cに対して動産甲の返還を請求することができる。

エ Aの家から動産甲を盗んだBが、自己の所有物であると偽って、公の市場において、Bが無権利者であることについて善意無過失のCに動産甲を売り渡した場合において、AがCに対して動産甲の返還を請求する前に動産甲が滅失したときは、Aは、盗難の時から2年以内であれば、Cに対して動産甲の回復に代わる賠償を請求することができる。

オ Aの家から動産甲を盗んだBが、自己の所有物であると偽って、公の市場において、Bが無権利者であることについて善意無過失のCに動産甲を売り渡した場合には、AがCに対して盗難の時から2年以内に動産甲の返還を請求し、Cが動産甲をAに返還した後であっても、Cは、Aに対して、CがBに支払った代価の弁償を請求することができる。

- 1 アエ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 ウオ

**第9問** 動産の占有権に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、Aが所有し占有する動産甲をBに売却し、同時に、動産甲について、Bとの間で、Bを貸主、Aを借主とする使用貸借契約を締結した。この場合において、Aが以後Bのために動産甲を占有する旨の意思表示をしたときは、Bは、動産甲の占有権を取得する。

イ Aは、Bが所有しCに寄託している動産甲をBから買い受け、自らCに対し以後Aのために動産甲を占有することを命じ、Cがこれを承諾した。この場合には、Bの動産甲の占有権は、Aに移転する。

ウ Aは、Bが所有しAに寄託している動産甲をBから買い受け、その代金を支払った。この場合には、Aの動産甲に対する占有の性質は、所有の意思をもってする占有に変更される。

エ Aは、Bが所有しAに賃貸している動産甲について、Bの承諾を得て、動産甲の賃借権をCに譲渡した。この場合には、Aは、動産甲のCへの引渡しがされていないときであっても、動産甲の占有権を失う。

オ Aが所有しBに寄託している動産甲について、Bによる動産甲の占有の効果はAに帰属することから、Bは、動産甲の占有権を取得しない。

- 1 アウ            2 アエ            3 イエ            4 イオ            5 ウオ

**第10問** 地上権者が土地の所有者に定期の地代を支払わなければならない地上権に関する次の1から5までの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいものは**、どれか。

- 1 地上権者は、設定行為で存続期間を定めなかったときは、いつでもその権利を放棄して、放棄後に期限の到来する地代の支払義務を免れることができる。
- 2 竹木の所有を目的とする地上権の地上権者は、その権利が消滅した時には、土地の上に植林した竹木を収去する権利を有するが、土地を原状に復する義務を負わない。
- 3 地上権者は、地上権の目的となっている土地の所有者の承諾を得なければ、その土地を第三者に賃貸することができない。
- 4 地上権の設定行為で50年より長い存続期間を定めたときは、その地上権の存続期間は50年となる。
- 5 地上権者が引き続き2年以上地代の支払を怠ったときは、その土地の所有者は、地上権の消滅を請求することができる。

**第11問** 先取特権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 動産売買の先取特権の目的物に質権が設定された場合、当該質権は、当該動産売買の先取特権に優先する。

イ 不動産の工事先取特権は、工事によって不動産の価格が一旦増加した場合には、先取特権の行使時点において当該価格の増加が現存しないときであっても、行使することができる。

ウ 動産売買の先取特権の目的物である動産が第三者に売却された場合には、その引渡し占有改定の方法によりされたときであっても、先取特権者は、その動産に対して先取特権を行使することができない。

エ 動産売買の先取特権の目的である動産を用いて当該動産の買主が請負工事を行ったとしても、請負代金債権の全部又は一部を当該動産の転売による代金債権と同視するに足りる特段の事情がある場合には、先取特権者は、その部分の請負代金債権について物上代位権を行使することができる。

オ 登記されていない一般の先取特権は、登記されていない抵当権と同一の順位となる。

- 1 アイ            2 アウ            3 イオ            4 ウエ            5 エオ

**第12問** AのBに対する金銭債権を担保するために、Cの所有する甲建物を目的とする抵当権が設定された場合に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Cの行為により甲建物の価格が減少しても、甲建物の残存価値がAのBに対する金銭債権の弁済のために十分である場合には、Aは、Cに対して不法行為に基づく損害賠償請求をすることができない。

イ Dが甲建物を不法占有している場合には、Aは、Cに対して有する甲建物を適切に維持又は保存するよう求める請求権を保全するためであっても、CのDに対する妨害排除請求権を代位行使することができない。

ウ Cが甲建物をDに賃貸した後、Cの承諾を得てDがEに甲建物を転貸した場合には、Aは、DのEに対する甲建物の賃料債権について物上代位権を行使することができる。

エ AのBに対する金銭債権をDが保証した場合において、その保証債務を履行していないときには、Dの求償権を被担保債権として甲建物を目的とする抵当権を設定することはできない。

オ Cが甲建物をDに賃貸し、敷金が授受された後、Aが甲建物から生じる賃料債権について物上代位権を行使し、甲建物の未払の賃料債権を差し押さえた場合において、CD間の賃貸借契約が終了し、甲建物が明け渡されたときは、甲建物の未払の賃料債権は、敷金の充当によりその限度で当然に消滅する。

1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

**第13問** 法定地上権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aが、その所有する更地である甲土地にBのために抵当権を設定した後、甲土地に乙建物を建築し、その後、抵当権が実行され、Cが甲土地の所有者になった。この場合、AとBが抵当権設定当時、将来Aが甲土地に建物を建築したときは競売の時に地上権を設定したものとみなすとの合意をしていたとしても、乙建物のための法定地上権は成立しない。

イ Aが、その所有する更地である甲土地にBのために抵当権を設定した後、甲土地に乙建物を建築し、さらに甲土地にCのために抵当権を設定し、その後、Cの申立てにより抵当権が実行され、Dが甲土地の所有者になった。この場合、A B間の抵当権設定当時、BがAによる乙建物の建築に同意していたときは、乙建物のための法定地上権が成立する。

ウ Aが、Bの所有する甲土地をBから買い受けて、甲土地に乙建物を建築し、甲土地について所有権の移転の登記をする前に、乙建物にCのために抵当権を設定し、その後、その抵当権が実行され、Dが乙建物の所有者になったときは、乙建物のための法定地上権は成立しない。

エ Aの所有する甲土地及び甲土地上の乙建物にBのための共同抵当権が設定された後、乙建物を取り壊され、甲土地を賃借したCが丙建物を新築した。この場合、甲土地についての抵当権が実行され、Dが甲土地の所有者になったときは、丙建物のための法定地上権は成立しない。

オ Aが、その所有する甲土地にBのために抵当権を設定した当時、甲土地にA及びCが共有する乙建物が存在し、その抵当権が実行され、Dが甲土地の所有者になったときは、乙建物のための法定地上権が成立する。

- 1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

**第14問** 甲土地(価額 4000 万円)及び乙土地(価額 6000 万円)についてAのBに対する債権(債権額 5000 万円)を担保するために第1順位の共同抵当権が設定された後、甲土地についてCのBに対する債権(債権額 6000 万円)を担保するために第2順位の抵当権が設定され、乙土地についてDのBに対する債権(債権額 4000 万円)を担保するために第2順位の抵当権が設定された場合に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、各債権の利息その他の附帯の債権及び執行費用は、考慮しないものとする。

ア 甲土地及び乙土地をBが所有する場合において、Aが乙土地に設定された抵当権を実行してその代価から5000万円の配当を受けた後、Cが甲土地に設定された抵当権を実行したときは、Dは、甲土地の代価から3000万円の配当を受けることができる。

イ 甲土地及び乙土地をEが所有する場合において、Aが甲土地に設定された抵当権を放棄した後に、乙土地に設定された抵当権が実行されたときは、Dは、乙土地の代価から3000万円の配当を受けることができる。

ウ 甲土地をEが、乙土地をBが所有する場合において、Aが甲土地に設定された抵当権を実行してその代価から4000万円の配当を受けた後、Aが乙土地に設定された抵当権を実行したときは、Cは、乙土地の代価から4000万円の配当を受けることができる。

エ 甲土地をEが、乙土地をBが所有し、AE間に「Eが弁済等によって取得する権利は、AとBとの取引が継続している限りAの同意がなければ行使しません。」との特約がある場合において、Aが甲土地に設定された抵当権を実行してその代価から4000万円の配当を受けた後、Aが乙土地に設定された抵当権を実行したときは、Cは、乙土地の代価から配当を受けることができない。

オ 甲土地をEが、乙土地をBが所有し、AE間に「Eは、Aがその都合によって担保又はその他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。」との特約がある場合において、Aが乙土地に設定された抵当権を放棄した後、FがEから甲土地を買受けたときは、Fは、甲土地に設定されたAの第1順位の抵当権の抹消登記手続を請求することができる。

- 1 アエ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 ウオ



第15問 譲渡担保に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 不動産の譲渡担保権者が、その不動産に設定された先順位の抵当権の被担保債権を代位弁済したことによって取得する求償債権は、譲渡担保設定契約に特段の定めがない限り、譲渡担保権によって担保されるべき債権の範囲に含まれない。

イ 譲渡担保権設定者は、譲渡担保権者が清算金の支払又はその提供をせず、清算金がない旨の通知もしない間であっても、譲渡担保権者に対し受戻権行使の利益を放棄することにより清算金の支払を請求することができる。

ウ 帰属清算型の譲渡担保においては、債権者が清算金の支払若しくはその提供又は清算金がない旨の通知をせず、かつ、債務者も債務の弁済をしないうちに、債権者が目的不動産を第三者に売却したときは、その時点を基準として清算金の有無及びその額が確定される。

エ 譲渡担保権の目的不動産が、譲渡担保権設定者が賃借する土地に建てられた建物であり、譲渡担保権者が当該建物の引渡しを受けて使用又は収益をするときであっても、いまだ譲渡担保権が実行されておらず、譲渡担保権設定者による受戻権の行使が可能な状態にある間は、敷地について賃借権の譲渡又は転貸は生じていないから、土地賃貸人は、賃借権の無断譲渡又は無断転貸を理由として土地賃貸借契約の解除をすることはできない。

オ 将来発生すべき債権を目的とする譲渡担保契約が締結された場合、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款がない限り、譲渡担保権の目的とされた債権は譲渡担保契約によって譲渡担保権設定者から譲渡担保権者に確定的に譲渡されており、譲渡担保権者は、譲渡担保権の目的とされた債権が将来発生した際に、特段の行為を要することなく、その債権を担保の目的で取得する。

1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

**第16問** 債務の不履行による損害賠償に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 金銭債務の不履行が不可抗力による場合であっても、債務者は、その金銭債務の遅延損害金を支払わなければならない。

イ 債務の不履行について損害賠償の額の予定があっても、債権者は、債務の不履行によって被った損害額がその予定額を超えることを立証すれば、その超過する部分について損害賠償の請求をすることができる。

ウ 当事者が金銭でないものを損害の賠償に充てるべき旨を予定した場合には、その合意は、有効である。

エ 貸金債務について年3パーセントの利率で利息を支払うとの約定がある場合において、貸金債務の遅延損害金について利率の約定がないときは、遅延損害金の額は年3パーセントの利率により定まる。

オ 債務者の責めに帰すべき事由により債務の履行が遅滞している間にその債務が履行不能となったとしても、その履行不能が債務者の責めに帰することができない事由によるときは、債務者は、その履行不能につき損害賠償責任を負わない。

1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

**第17問** 連帯債務と連帯保証との異同に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 連帯債務者の一人に対して履行の請求をした場合には、他の連帯債務者に対しても、消滅時効の中断の効力を生ずる。また、主たる債務者に対して履行の請求をした場合には、連帯保証人に対しても、消滅時効の中断の効力を生ずる。

イ 連帯債務者の一人に対してした債務の免除は、他の連帯債務者の利益のためにもその効力を生ずる。また、連帯保証人に対してした債務の免除は、主たる債務者の利益のためにもその効力を生ずる。

ウ 連帯債務者の一人が自らの債権を自働債権として相殺をした場合には、債権は、他の連帯債務者の利益のためにも消滅する。また、連帯保証人が自らの債権を自働債権として相殺をした場合には、債権は、主たる債務者の利益のためにも消滅する。

エ 連帯債務者の一人が死亡し、その連帯債務を債権者が相続した場合には、その連帯債務者が弁済をしたものとみなされる。他方で、連帯保証人が死亡し、その保証債務を債権者が相続した場合には、その連帯保証人が弁済をしたものとはみなされない。

オ 連帯債務者は、他の連帯債務者に弁済をしたことを通知しなかった場合には、既に弁済があったことを知らずにその後に弁済をした他の連帯債務者からの求償に応じなければならない。他方で、主たる債務者は、主たる債務者の委託を受けて保証をした連帯保証人に弁済をしたことを通知しなかった場合であっても、既に弁済があったことを知らずにその後に弁済をしたその連帯保証人からの求償に応じる必要はない。

1 アウ            2 アオ            3 イエ            4 イオ            5 ウエ

**第18問** Aは、その所有する甲土地をBに賃貸し、その後、Cに対して甲土地を譲渡した。次の対話は、この事例に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： そもそも、賃借人Bは、賃貸人Aに対して、自己の賃借権に対抗力を付与すべく、賃借権の登記をするように請求することができるでしょうか。

学生：ア 契約で別段の定めをしない限り、賃借権の登記をするように請求することはできません。

教授： それでは、AがCに甲土地を譲渡したのは、Bが賃借権について対抗要件を具備した後であったとします。この場合には、Aが有していた賃貸人たる地位は、Bの承諾がなくても当然にCに移転するのでしょうか。

学生：イ 賃貸人たる地位は、賃借人の承諾がなくても、当然に譲受人に移転します。

教授： Bが賃借権について対抗要件を具備していない場合であっても、甲土地の譲渡に先立ってAとCが合意することにより、譲渡の際、Aが有している賃貸人たる地位を、Bの承諾なく、Cに移転させることができるでしょうか。

学生：ウ 賃貸人たる地位は、賃貸借の目的物の譲渡人と譲受人が合意したとしても、賃借人の承諾がない以上は、移転させることができません。

教授： 次に、甲土地の譲渡に伴ってAの賃貸人たる地位がCに移転した場合を前提として質問します。甲土地についてAからCに対する所有権の移転の登記がされていない場合にも、BはCからの賃料の支払の請求を拒むことができないのでしょうか。

学生：エ この場合には、Bは、Cからの賃料請求を拒むことができます。

教授： 最後に、BがAに対して交付していた敷金について質問します。甲土地の譲渡に伴ってAの賃貸人たる地位がCに移転し、AからCに対する所有権の移転の登記もされた場合には、Bは、誰に対して、敷金の返還を請求することになりますか。

学生：オ 賃貸人たる地位は移転していますが、敷金の返還については、敷金契約を締結した相手方であるAに対して請求することになります。

1 アウ            2 アエ            3 イエ            4 イオ            5 ウオ

**第19問** 次の対話は、不法行為による損害賠償に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： Aが運転する自動車とBが運転する自動車とが衝突した事故によって、Aが負傷し、Bの自動車が破損したとします。この事故(以下「本件事事故1」という。)の発生について、Bに過失があった場合には、AはBに対して不法行為による損害賠償請求をすることができますが、Bは、その損害賠償債権を受働債権とする相殺をAに対抗することができますか。

学生：ア 本件事事故1によってBがAに対して取得した損害賠償債権を自働債権として相殺をするのであれば、BはAに対して相殺を対抗することができます。

教授： 本件事事故1において、Aは首を負傷しましたが、Aは平均的体格に比べて首が長く、Aには頸椎の不安定症という身体的特徴があったとします。この身体的特徴は疾患と評価することができるようなものではなかった場合に、裁判所は、このようなAの身体的特徴を考慮して、損害賠償の額を減額することはできるでしょうか。

学生：イ この場合には、損害賠償の額を減額することはできません。

教授： さて、本件事事故1においては、Aが運転する自動車に同乗していたAの妻Cも負傷していたとします。この場合において、CがBに対して不法行為による損害賠償請求をしたときに、裁判所は、本件事事故1の発生についてAに過失があったことを理由として過失相殺をすることはできるでしょうか。

学生：ウ 被害者であるC自身に過失がない場合には、過失相殺をすることはできません。

教授： 事例を変えて、Dが自動車の運転中に脇見をしていたところ、折悪しく左右を確認せずに歩行者Eが飛び出してきたため、Eをひいてしまい、死亡したEの遺族であるFがDに対してEの死亡について不法行為による損害賠償請求をするとする事例について考えてみましょう。この事故(以下「本件事事故2」という。)において、Eを被保険者とする生命保険金をFが受け取っていたとします。FがDに対してEの死亡について不法行為による損害賠償請求をした場合に、Fが受け取った生命保険金の額を損害賠償の額から控除することができるでしょうか。

学生：エ Fが生命保険金を受け取っていたとしても、その生命保険金の額を損害賠償の額から控除することはできません。

教授： 本件事事故2において、Eは小学生であり、自己の行為の責任を弁識するに足り

る知能はないものの、事理を弁識するに足りる知能は有していたとします。裁判所は、Eに左右を確認していないという過失があったことを理由として過失相殺をすることができるでしょうか。

学生：オ Eには自己の行為の責任を弁識するに足りる知能がありませんので、過失相殺をすることができません。

- 1 アエ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 ウオ

**第20問** 内縁関係に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、どれか。

- 1 Aの内縁の妻であったBが内縁関係解消の日から300日以内に出産した子Cは、Aの子と推定されるから、AC間には、Aの認知を要することなく父子関係が成立する。
- 2 AB間で内縁関係が成立した当時Aが18歳であった場合には、Aは、内縁関係の成立によって成年に達したものとみなされる。
- 3 AB間で成立した内縁関係がAの死亡により解消した場合には、Bは、Aの相続人に対し、離婚に伴う財産分与に関する規定の類推適用に基づいて相続財産に属する財産の分与を請求することはできない。
- 4 AB間で成立した内縁関係がAにより正当な理由なく破棄されたためBが精神的損害を被った場合でも、Bは、Aに対し、不法行為に基づき損害賠償請求をすることはできない。
- 5 内縁関係にあるAとBは、甲建物につき各自2分の1の共有持分を有しており、甲建物に居住していた。その後Aが死亡してCが単独で相続した場合には、Bは、引き続き甲建物に居住することができるが、Cに対し、相続開始の時から甲建物の賃料相当額の2分の1に相当する額を支払う義務を負う。

**第21問** 財産管理権に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 親権を行う者は、自己のためにするのと同じの注意をもって、子の財産を管理しなければならない。

イ 親権者による子の財産の管理が不相当であり、子の利益を害する場合であっても、親権のうち管理権のみを喪失させることはできない。

ウ 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、その中から、職権で、未成年被後見人の財産を管理する者を定めなければならない。

エ 成年後見人は、成年被後見人に代わってその居住用建物を売却するには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

オ 後見人は、後見の事務を行うために必要な費用であっても、被後見人の財産からその支払をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

- 1 アエ            2 アオ            3 イウ            4 イオ            5 ウエ



**第22問** Aを被相続人とする相続と登記に関する次の1から5までの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいものは、**どれか。

なお、いずれの事例においても、Aが死亡した当時、Aには、亡妻との間の子であるB及びCがいたが、他に親族はいなかったものとする。

- 1 Aは、その所有する甲土地をBに相続させる旨の遺言をした。Aが死亡した後、Cの債権者であるDは、甲土地につきB及びCが各2分の1の持分を有する旨の相続登記をした上でCの持分を差し押さえた。この場合に、Bは、Dに対し、登記なくして甲土地全部の所有権の取得を対抗することができない。
- 2 Aが死亡した後、B及びCは、遺産分割協議において、BがAの遺産である甲土地の所有権を取得することに合意した。その後、Cは、Dに対し、甲土地の2分の1の持分を売却し、その旨の所有権の移転の登記をした。この場合に、Bは、Dに対し、登記なくして甲土地全部の所有権の取得を対抗することができる。
- 3 Aが死亡した後、Cが相続の放棄をした。Cの債権者であるDは、Aの遺産である甲土地につきB及びCが各2分の1の持分を有する旨の相続登記をした上でCの持分を差し押さえた。この場合に、Bは、Dに対し、登記なくして甲土地全部の所有権の取得を対抗することができない。
- 4 Aは、Bに対してA所有の甲土地を贈与したが、その旨の所有権の移転の登記がされないまま、Cに対して甲土地を遺贈する旨の遺言をし、その後に死亡した。この場合に、Bは、Cに対し、登記なくして甲土地全部の所有権の取得を対抗することができない。
- 5 Aが死亡した後、Cは、Bに無断で、Aの遺産である甲土地につきCが単独で相続した旨の登記をし、甲土地をDに売却してその旨の所有権の移転の登記をした。この場合に、Bは、Dに対し、登記なくして甲土地の2分の1の持分の取得を対抗することができない。

**第23問** 遺留分に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 建物の贈与について受贈者が遺留分減殺請求を受けた場合には、その受贈者は、その建物のほか、その建物について相続が開始した日以後に取得した法定果実を返還しなければならない。

イ 受贈者及び受遺者は、減殺を受けるべき限度において、贈与又は遺贈の目的の価額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れることができる。

ウ 被相続人の配偶者が相続の放棄をした場合には、当該配偶者は、遺留分減殺請求をすることができない。

エ 遺留分権利者は、相続の開始前に、遺留分の放棄をすることはできない。

オ 遺留分権利者の一人が遺留分の放棄をした場合でも、他の遺留分権利者の遺留分に変動はない。

- 1 アイ            2 アエ            3 イウ            4 ウオ            5 エオ

**第24問** 間接正犯に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、是非弁別能力はあるものの13歳である息子Bに対し、通行人を刃物で脅して現金を奪って小遣いにすればいいと促し、Bは、小遣い欲しさから、深夜、道を歩いていた女性Cにナイフを突きつけて現金2万円を奪った。この場合、Aには、強盗罪の間接正犯は成立しない。

イ Aは、Bに対し、執拗に暴行を加えながら、車に乗ったまま海に飛び込んで自殺するように要求し、Aの指示に従うしかないという精神状態にまで追い詰められたBは、Aの目前で、車を運転して漁港の岸壁から海に飛び込んで溺死した。この場合、Aには、自殺教唆罪の間接正犯が成立する。

ウ Aは、知人Bを殺害しようと考え、毒入りの和菓子が入った菓子折を用意し、その事情を知らないAの妻Cに対し、その菓子折をB宅の玄関前に置いてくるよう頼んだが、Aの言動を不審に思ったCは、B宅に向かう途中でその菓子折を川に捨てた。この場合、Aには、殺人未遂罪の間接正犯は成立しない。

エ Aは、多額の借金のために将来を悲観し、毒薬を調達した上で、妻Bに心中を持ちかけ、それに同意したBにその毒薬を渡したところ、先にBが毒薬を飲んで死亡し、続いてAも致死量を超える毒薬を飲んだが、嘔吐して死亡することができなかった。この場合、Aには、殺人罪の間接正犯が成立する。

オ Aは、Bが同人所有の空き地に自動車の中古部品を多数保管していることを知り、Bに無断で、金属回収業者Cに対し、その中古部品が自己のものであるかのように装って売却し、Cは、その中古部品を自己のトラックで搬出した。この場合、Aには、窃盗罪の間接正犯は成立しない。

- 1 アウ            2 アオ            3 イエ            4 イオ            5 ウエ

第25問 窃盗罪に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、飲食代金を踏み倒すつもりで、金を持たずに居酒屋に一人で行き、飲食物を注文して飲み食いし、残ったおにぎり三つを上着の下に隠した上で、店員に対して、「トイレに行ってきます」と告げ、その居酒屋の外にあったトイレに行くように装ってそのまま立ち去った。この場合、Aには、窃盗罪は成立しない。

イ Aは、隣家に住むB所有の自動車にエンジンキーが付いたままになっていることに気づき、その自動車を運転してみたいと考え、深夜、Bに無断で、その自動車に乗って約5時間ドライブし、その後、元の場所に戻しておいた。この場合、Aには、窃盗罪は成立しない。

ウ Aは、電車内で隣に座っていたBが、座席に携帯電話を置き忘れたまま立ち上がり、次の駅で降車しようとしてドアの方に向かったので、その携帯電話が欲しくなり、それを自己のカバンの中に入れたところ、間もなくBが携帯電話を置き忘れたことに気付いて座席に戻ってきた。この場合、Aには、窃盗罪は成立しない。

エ 金融業者であるAは、Bとの間で、B所有の自動車の買戻特約付売買契約を締結して代金を支払い、その自動車の管理者は引き続きBとしていたが、Bが買戻権を喪失した後、密かに作成したスペアキーを利用して、Bに無断でその自動車をBの駐車場からAの事務所に移動させた。この場合、Aには、窃盗罪は成立しない。

オ Aは、会社の同僚Bの営業成績が上がったことをねたみ、Bが職務上保管する物を投棄してBを困らせてやろうと考え、社外秘の顧客情報が記録されてBが保管していた電磁的記録媒体をBの机の引出しの中から勝手に持ち出し、付近の川に投げ捨てた。この場合、Aには、窃盗罪は成立しない。

- 1 アイ            2 アオ            3 イウ            4 ウエ            5 エオ

**第26問** 国家的法益に対する罪に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、美術館から絵画10点を一人で盗み出して自宅に保管していたところ、警察がAを犯人として疑っていることを知り、自宅を捜索されることを恐れて、その絵画を全て切り刻んでトイレに流した。この場合、Aには、証拠隠滅罪が成立する。

イ Aは、殺人事件の被疑者としてBに対する逮捕状が発付されていることを知りながら、Bから懇願されたため、Bを自宅に3か月間かくまった。この場合、Aには、犯人蔵匿罪は成立しない。

ウ Aは、友人Bが自動車を運転中に人身事故を起こしたにもかかわらず逃走したことを知り、Bの身代わりとなろうと考え、自ら警察署に出頭し、自己が犯人であると警察官に申告した。この場合、Aには、犯人隠避罪が成立する。

エ Aは、被告人Bによる傷害事件の公判で証言した際、実際は目撃などしていないのに、Bの犯行状況を想像して証言したが、その後、他の証拠により、Aの証言どおりの事実であることが明らかとなった。この場合、Aには、偽証罪は成立しない。

オ Aは、友人Bが犯した殺人事件について、その目撃者Cが警察に協力すれば、Bが逮捕されてしまうと考える、それを阻止するため、Cに現金を与えて国外に渡航させ、国外で5年間生活させた。この場合、Aには、証拠隠滅罪が成立する。

- 1 アウ            2 アエ            3 イエ            4 イオ            5 ウオ

第 27 問から第 34 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。

**第27問** 株式会社の設立に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 設立時発行株式を引き受ける者の募集をする場合において、設立時発行株式の数を定款で定めていないときは、発起人は、設立時募集株式に関する事項を定める時まで、その全員の同意によって、定款を変更して設立時発行株式の数の定めを設けなければならない。

イ 発起人は、設立時募集株式を、申込者が引き受けようとする設立時募集株式の数に応じて、均等に割り当てなければならない。

ウ 株式会社の存続期間は、株式会社の成立後であっても、定款に定めることができる。

エ 設立時募集株式の引受人がその払込金額の全額の払込みを仮装した場合において、払込みを仮装することに関与した発起人が当該払込金額の全額を支払ったときは、当該発起人は、払込みを仮装した設立時発行株式について、設立時株主及び株主の権利を行使することができる。

オ 公証人の認証を受けた定款を株式会社の成立後に変更する場合には、公証人の認証を受ける必要がない。

1 アイ            2 アエ            3 イオ            4 ウエ            5 ウオ

**第28問** 次の対話は、株式の担保化に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： 株主名簿に質権についての記載がされている登録株式質と質権についての記載がされていない略式株式質とでは、剰余金の配当によって株主が受けることのできる財産に質権が存在するかどうかについて違いがありますか。

学生：ア 登録株式質の場合には、質権は、剰余金の配当によって株主が受けることのできる財産についても存在しますが、略式株式質の場合には、質権は、当該財産については存在しません。

教授： 株券発行会社が、その株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止し、当該株券が無効となった場合には、略式株式質はどうなりますか。

学生：イ その場合には、質権は消滅します。

教授： では、株券発行会社が、その株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止しようとする場合に、略式株式質権者としてできることはありますか。

学生：ウ 略式株式質権者は、定款の変更がその効力を生ずる日の前日までの間、株券発行会社に対し、自己の氏名等を株主名簿に記載することを請求することができます。

教授： 株券発行会社の株式の担保化の方法としては、質権の設定のほか、譲渡担保の設定がありますね。譲渡による株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めが設けられている場合には、株式会社の承認を得ていない譲渡担保の設定は、当事者間でその効力を生じますか。

学生：エ はい。判例の趣旨によれば、株式を譲渡担保に供することは、株式の譲渡に当たると解すべきであるから、株式の譲渡につき定款による制限のある場合に、株式が譲渡担保に供されることにつき株式会社の承認を得ていなくとも、当事者間では、有効なものとして、株式の権利移転の効力を生じます。

教授： では、株券発行会社が、自己の株式について質権の設定を受ける場合と譲渡担保の設定を受ける場合とでは、何か違いがありますか。

学生：オ 質権の設定を受ける場合には、自己の株式の取得には該当しません。これに対し、譲渡担保の設定を受ける場合には、自己の株式の取得に該当することから、株主総会の決議が必要となります。

1 アイ            2 アエ            3 イオ            4 ウエ            5 ウオ

**第29問** 単元株制度に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、種類株式発行会社である場合は、考慮しないものとする。

ア 株式会社が定款を変更して単元株式数を減少するには、株主総会の決議によらなければならない。

イ 単元未満株式の買取りの請求に応じて行う株式会社の当該単元未満株式の買取りにより株主に対して交付する金銭の額は、当該買取りがその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。

ウ 単元未満株式のみを有する株主に対しては、株主総会の招集の通知を発する必要がない。

エ 株式会社は、単元未満株主が単元未満株式について残余財産の分配を受ける権利を行使することができない旨を定款で定めることができる。

オ 単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を単元未満株主に売り渡すことを請求することができる旨の定款の定めがない場合には、単元未満株主は、株式会社に対して、当該請求をすることができない。

1 アイ            2 アエ            3 イウ            4 ウオ            5 エオ



**第30問** 大会社(清算株式会社を除く。)に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているものは、幾つあるか。**

ア 大会社でない株式会社が事業年度の途中において募集株式を発行したことによって資本金の額が5億円以上となった場合には、当該株式会社は、資本金の額が5億円以上となった時から大会社となる。

イ 大会社でない指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かないことができる。

ウ 会社法上の公開会社でない大会社は、取締役会を置かなければならない。

エ 会社法上の公開会社であり、かつ、大会社である会計参与設置会社は、監査役会を置かなければならない。

オ 会社法上の公開会社であり、かつ、大会社である監査役会設置会社は、社外取締役を置かなければならない。

1 1個            2 2個            3 3個            4 4個            5 5個

**第31問** 監査役会設置会社と監査等委員会設置会社との異同に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものは、幾つあるか。

ア 監査役会設置会社及び監査等委員会設置会社の取締役会は、いずれも、取締役の過半数が社外取締役である場合には、その決議によって、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

イ 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならない。監査等委員会も、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定しなければならない。

ウ 監査役会設置会社の監査役は、株主総会において、取締役の選任について監査役会の意見を述べることができる。監査等委員会設置会社の監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任について監査等委員会の意見を述べることができる。

エ 監査役会設置会社の監査役及び監査等委員会設置会社の監査等委員は、いずれも、取締役が定款に違反する行為をするおそれがある場合において、当該行為によって会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

オ 監査役の任期及び監査等委員である取締役の任期は、いずれも、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。

1 1個            2 2個            3 3個            4 4個            5 5個

**第32問** 持分会社に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものは、どれか。

- 1 ある事業年度の利益又は損失は、当該事業年度の終了後に新たに社員となった者にも、出資の価額に応じて分配される。
- 2 持分会社の社員の死亡は、無限責任社員については退社事由に当たるが、有限責任社員については退社事由に当たらず、当該有限責任社員の相続人が当該有限責任社員の持分を承継する。
- 3 持分会社の社員は、当該持分会社の業務を執行する権利を有しないときであっても、その業務及び財産の状況を調査する権利を有し、この権利が定款で制限されていたとしても、裁判所の許可を得れば、これを行使することができる。
- 4 合名会社又は合資会社の社員は、持分の全部を他人に譲渡した場合には、その旨の登記をする前に生じた当該合名会社又は当該合資会社の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負うが、合同会社の社員は、持分の全部を他人に譲渡した場合には、このような責任を負わない。
- 5 社員が持分会社に対して社員の責任を追及する訴えの提起を請求した場合において、当該持分会社が当該請求の日から60日以内に当該訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は、当該持分会社のために、自らが原告となって、当該訴えを提起することができる。

**第33問** 次の対話は、新設分割に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： A株式会社(以下「A社」という。)がその事業に関して有する権利義務を新設分割により設立するB株式会社(以下「B社」という。)に承継させる事例を考えてみましょう。まず、B社は、A社に対し、承継する権利義務に代わる対価を交付しないことができますか。

学生：ア いいえ。B社は、対価として、B社が発行する株式(以下「B社株式」という。)を必ずA社に対して交付しなければなりません。

教授： それでは、B社は、対価として、譲渡制限株式であるB社株式をA社に対して交付することができますか。

学生：イ はい。ただし、A社が会社法上の公開会社である場合には、A社の株主保護のため、A社がB社に承継させる資産の合計額がいわゆる簡易分割の要件を満たすときであっても、株主総会の決議によって、新設分割計画の承認を受けなければなりません。

教授： B社株式をA社の株主に対して交付する場合には、どのような手続がとられますか。

学生：ウ A社が新設分割計画においてB社株式をA社の株主に割り当てる旨を定めれば、A社の株主が新設分割によりB社の株主となるため、B社株式が新設分割に際してB社からA社の株主に対して交付されます。

教授： 新設分割について異議を述べるできない債権者の保護は、どのように図られますか。

学生：エ そのような債権者は、B社に対して、民法上の詐害行為取消権の特則として、承継した財産の価額を限度として債務の履行を請求することができる場合があります。その場合には、民法上の詐害行為取消権を行使することはできません。

教授： 最後に、持分会社も、新設分割をすることはできますか。

学生：オ 合名会社及び合資会社は、新設分割をすることはできません。なお、新設分割により合名会社又は合資会社を設立することはできます。

- 1 アイ            2 アオ            3 イウ            4 ウエ            5 エオ

**第34問** 次の対話は、特定責任追及の訴えの制度に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： 株式会社A(以下「A社」という。)を最終完全親会社等とする株式会社B(以下「B社」という。)が、株式会社C(以下「C社」という。)と取引をした結果、B社の代表取締役Dの責任により、B社が10億円の損害を被り、C社が10億円の利益を得たという事例を考えてみましょう。B社C社間の取引がされた日において、B社の株式の帳簿価額は、A社の総資産額の5分の1を超えていたものとします。まず、A社の株主であるEが、代表取締役Dに対する特定責任追及の訴えの提起の請求(以下「提訴請求」という。)をする場合には、どのように提訴請求をすることとなりますか。

学生：ア 提訴請求は、A社を介してB社にする必要があります。株主Eは、提訴請求をするに当たり、一定数のA社の議決権等を有していることなどが必要となりますが、これらを確認することができるのは、A社だからです。

教授： B社C社間の取引により、代表取締役Dの責任でA社に損害が生じていない場合でも、株主Eは、提訴請求をすることができますか。

学生：イ その場合には、株主Eは、提訴請求をすることができません。株主Eが有するA社の株式の価値に変動は生じておらず、株主Eは、B社の損害に係る代表取締役Dに対する特定責任の追及について利害関係を有しないからです。

教授： B社が、代表取締役Dの損害賠償責任を株主総会の決議によって一部免除するには、どの会社の株主総会の決議が必要となりますか。

学生：ウ その場合には、代表取締役Dの損害賠償責任を一部免除することについて、B社の株主総会の決議に加えて、A社の株主総会の決議も必要となります。

教授： 株主Eが、代表取締役Dに対する特定責任追及の訴えを提起した場合には、株主Eが訴訟告知をしなければならない範囲はどうなりますか。

学生：エ 株主Eは、B社に加えA社に対しても、訴訟告知をしなければなりません。

教授： では、B社C社間の取引がされた後、株主Eが提訴請求をする前に、株式交換が行われ、A社が株式会社F(以下「F社」という。)の完全子会社等となり、株主Eが、新たにA社の最終完全親会社等となったF社の株主となったとしましょう。B社C社間の取引がされた日以後、B社の株式の帳簿価額がF社の総資産額の5分の1を下回っていた場合には、A社がF社の完全子会社等となったことは、株主Eによる提訴請求の可否に影響しますか。

学生：オ その場合でも，代表取締役Dの特定責任の有無は，B社C社間の取引がされた日におけるA社の総資産額が基準となるため，A社がF社の完全子会社等となったことは，株主Eによる提訴請求の可否に影響しません。

- 1 アイ            2 アエ            3 イオ            4 ウエ            5 ウオ

**第35問** 商人(小商人, 会社及び外国会社を除く。)の支配人に関する次のアからオまでの記述のうち, **正しいもの**の組合せは, 後記1から5までのうち, どれか。

ア 支配人の代理権は, 商人又は支配人が破産手続開始の決定を受けたことによって消滅する。

イ 支配人は, 商人に代わってその営業に関する裁判外の行為をする権限は有するが, 裁判上の行為をする権限は有しない。

ウ 支配人が商人の許可を受けずに自ら営業を行ったときは, 当該営業によって自己が得た利益の額は, 商人に生じた損害の額と推定される。

エ 支配人の代理権に加えた制限は, 善意の第三者に対抗することができないが, 支配人の代理権に加えた制限の登記の後であれば, 当該第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときでない限り, 当該第三者に対抗することができる。

オ 商人がその営業所の使用人に営業所長の肩書を付与した場合には, 当該商人は, 当該使用人が当該営業所の営業の主任者であって代理権があると信じたことにつき過失がない第三者に対し, 当該使用人が当該第三者との間で締結した当該営業所の営業に関する契約の無効を主張することができない。

- 1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ

〔記入例〕

受験地	東京	} 左の者が受験者の場合の記入例は、 下記のとおりとなります。
受験番号	36	
氏名	民事二子	

受験地		受験番号				氏名	
東京		千の位	百の位	十の位	一の位	民事 二子	
十の位	一の位			3	6		
0	1						
●	○	○	○	○	○	(この欄記入不要)	
○	●	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	試験区分    ●    ○	

受験地コード番号表

01	02	03	04	05	06	07	08	09	10
東京	横浜	さいたま	千葉	水戸	宇都宮	前橋	静岡	甲府	長野
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
新潟	大阪	京都	神戸	奈良	大津	和歌山	名古屋	津	岐阜
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
福井	金沢	富山	広島	山口	岡山	鳥取	松江	福岡	佐賀
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇	仙台	福島	山形	盛岡
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
秋田	青森	札幌	函館	旭川	釧路	高松	徳島	高知	松山